

令和6年度 第3子以降の者の学校給食費無償化について（お知らせ）

多子世帯の子育て世帯に対する経済的負担の軽減のため、第3子以降の者の義務教育期間における八千代市立学校（小学校・中学校・義務教育学校）の学校給食費を無償化しています。

無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出（毎年度）が必要となります。

昨年度無償化の適用を受けた場合でも、令和6年度分として改めて申請いただく必要がありますので、対象となる方は案内にしたがって手続きをお願いします。

このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、八千代市立小中義務教育学校における全ての世帯に配布しています。

無償化の対象となる保護者

- ① 平成30（2018）年4月1日以前に生まれた子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が八千代市立小中義務教育学校で給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護、就学援助（就学奨励費を除く）等により、学校給食費の援助を受けていない。
（ただし、現在申請中である場合は、本無償化も併せて申請いただきますようお願いいたします。）

【無償化対象者の例】

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	22歳（扶養している）	16歳（扶養している）	八千代市立中学生	八千代市立小学生	第3子・第4子
例2	22歳就労者	16歳（扶養している）	八千代市立中学生	八千代市立小学生	第4子
例3	20歳（扶養している）	18歳就労者	八千代市立中学生	八千代市立小学生	第4子
例4	20歳就労者	18歳就労者	八千代市立中学生	八千代市立小学生	該当なし
例5	八千代市立中学生	八千代市立中学生	八千代市立小学生		第3子
例6	私立中学生	八千代市立中学生	八千代市立小学生		第3子

申請方法

- ① 「第3子以降の者の学校給食費に係る免除申請書（新規・継続）」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。※未就学児の申請書への記載は不要です。
- ② 申請書裏面の「扶養事実申立書」と「同意書」にも、申請者（保護者）氏名を漏れなくご記入ください。
- ③ 申請書に記載されたお子様の内、八千代市立小中義務教育学校に在籍している子を除いた全ての子の、有効な健康保険証の写し（コピー）を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。
※未就学児の保険証の写しは不要です。
- ④ お手持ちの任意の封筒に申請書を入れ、のりづけにより封をして子の通う学校又は八千代市教育委員会保健体育課に提出してください。

※学校へ直接提出する場合、封筒表面に第3子以降の対象となる子の学年・氏名、保護者名及び「令和6年度 学校給食費免除申請書」を明記してください。

※申請書は世帯で1枚にまとめて提出してください。なお、保健体育課に郵送又は直接持参して提出することも可能です。

郵送する場合「〒276-0045 八千代市大和田138-2 八千代市教育委員会保健体育課宛」

申請期限

令和6年4月（給食開始日）から無償化の適用を受ける場合、令和6年4月5日（金）から令和6年4月26日（金）までの間に申請書をご提出ください。

※申請期限を過ぎた場合、4月（給食開始日）から無償化の適用を受けられないことがあります。

年度途中の申請について

当初申請期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合、申請書を速やかに学校へご提出ください。申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご注意ください。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

… 市外から転入してきた … 扶養する子が増えた

… 就学援助、生活保護の適用を受けられなくなった

○ 申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、下記保健体育課までご連絡ください。

決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、以下のとおりご自宅に郵送いたします。

○ 当初申請分：令和6年6月中旬

○ 当初申請期限後の申請分：申請書提出から1か月程度（※申請書に不備等が無かった場合）

年度途中で申請内容の変更が生じた場合

免除の決定を受けた後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、速やかに第3子以降の者の学校給食費に係る免除状況変更届をご提出ください。ご不明点等あれば、下記保健体育課までご連絡ください。

（担当）

八千代市教育委員会保健体育課 学校保健班

電 話：047-481-0303

FAX：047-486-3199